

給水装置の無料修繕範囲のうち当局による作業に伴い 必要となる処置の事務処理について

(制定 平成 21 年 3 月 31 日課長決)
(最近改正 平成 31 年 3 月 27 日)

1 目的

メータ一次側及び二次側における有料修繕範囲において、当局による作業に伴い、必要となる処置を施行した場合に無料修繕の取り扱いとする必要な処置（以下「承認無料」という。）を行った場合の事務処理について定める。

2 適用範囲

承認無料の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) メータ一次側の修繕を行うにあたり、メータ二次側の配管（止水栓及び制水弁含む）を変更する必要があるとき。
- (2) メータ開閉栓及びメータ取替時において、メータ一次側及び二次側の配管（止水栓及び制水弁含む）が損傷（漏水、機能不良含む）したとき、または、損傷するおそれがあるとき。

3 承認無料の手続き

- (1) 承認無料の手続きは、承認無料決裁簿（様式－1）により水道センターにおいて行う。

附則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に受け付けたものから実施する。

附則

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 29 年 3 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

簿裁決無料認承

(樣 式 - 1)